

オンライン結合による提供の制限に関する疑義照会

令和2年1月16日

森づくり推進課

林地台帳共有システムに関する事案

【照会事項】

県が構築し、県のサーバ室に設置している林地台帳共有システム及びサーバは、県が保守管理及び機能向上のための改修を県費で行っているが、システムに格納されているデータは、全て市町村に提供したものであり、県が保有する情報ではない。

システム及びサーバに格納されている個人情報を含むデータは、市町村職員が自身の市町村のデータを随時入手し得る状態にあるが、この場合、個人情報保護条例第11条でいうオンライン結合に該当するか否か。

【現在の状況】

- ・「林地台帳制度」は、森林法第191条の4の規定に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備するもので市町村が作成することとされている。
- ・林地台帳の整備にあたっては、法務局、都道府県、森林組合等が保有している情報等を収集することとされている。
- ・森林簿や森林計画図等の活用など都道府県の支援が不可欠であり、都道府県が整備方針を立て市町村と調整したうえで進める必要があると国から示されたところ。
- ・高知県では、全市町村の林地台帳を県が整備することとし、法務局の登記情報、県の森林簿情報等から林地台帳共有システム（以下、「システム」という。）を構築し、専用の市町村連携サーバ（以下、「サーバ」という。）に搭載したうえでシステムを市町村に提供したところ。
- ・システムおよびサーバは、市町村が管理すべきものであるが、県が保守管理および機能向上のための改修を県費で行っている。
- ・システムの中に格納されているデータは、すべて市町村に提供したものであり、格納されている個人情報を含むデータは、次のとおり。

法務局から提供を受けた登記簿情報

県が管理している森林簿情報

県が管理している間伐などの施業履歴情報

※個人情報を含まないものとしては、地籍図、森林計画図、オルソ画像などの地図情報等

- ・システムは、市町村において自らの市町村のみの情報について閲覧及び所有者情報の更新を行えるが、他の市町村の個人情報は閲覧、更新することはできない。
- ・県においては、全市町村の個人情報を閲覧することは可能だが、更新等の処理はできない。

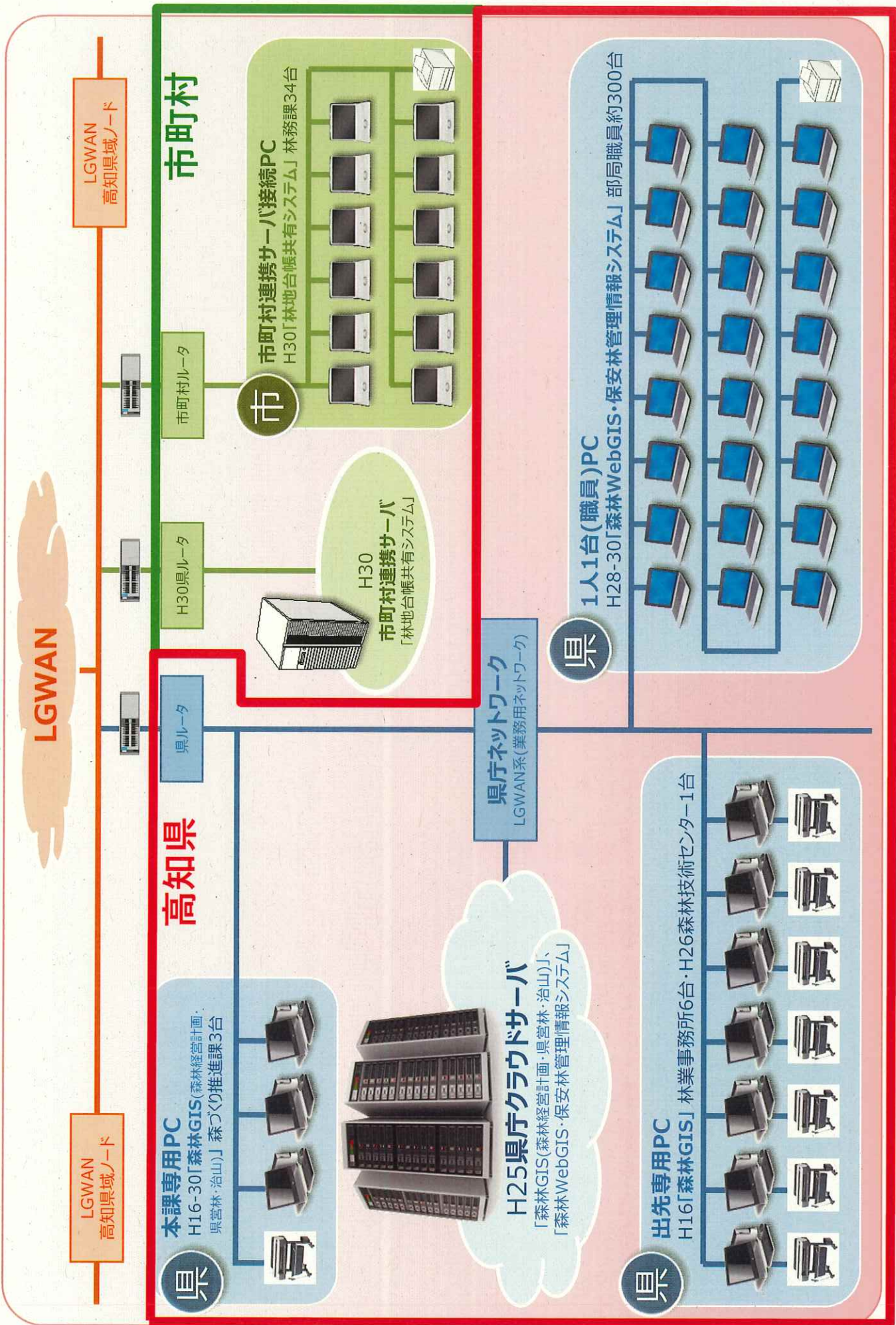
※森林法施行令第10条第4号の規定により、都道府県知事に提供できるとされている。

- ・県の森林 GIS と市町村のシステムは接続されておらず、市町村が県の情報を閲覧することはできない。
- ・県の森林 GIS にある森林簿等の情報を更新しても、システム内の森林簿情報は更新されない。
※システムに組み込まれている森林簿情報を更新できるのは、改修等による場合のみである。

【システムの更新】

- ・システムの更新（森林簿情報の更新）は、システムの保守または改修時にのみ可能。（再掲）

森林GISと林地台帳共有システムの関係



林地台帳共有システムの内容

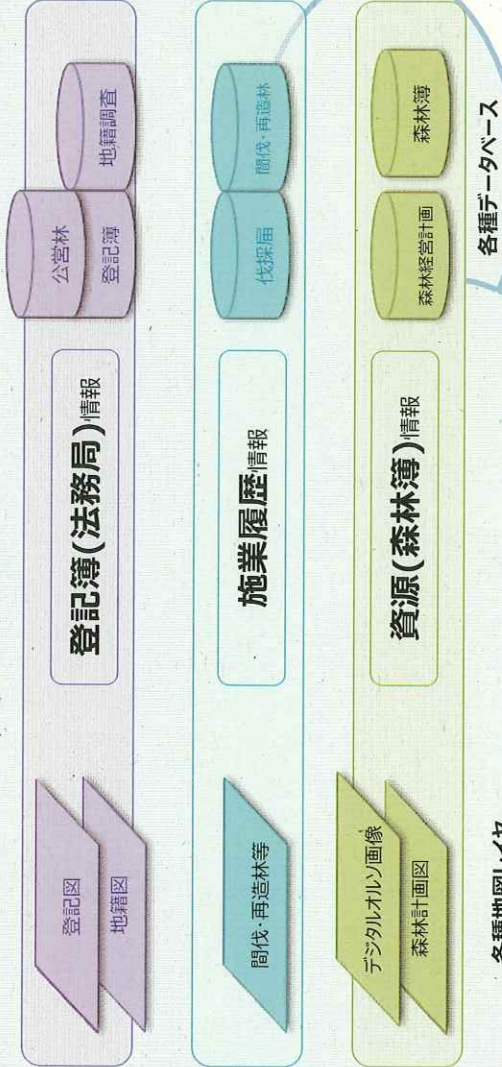
(高知県)

森林GIS情報の一部

森林簿データ等の修正
 森林GIS：更新される
 林地台帳：**更新されない**

県クラウド

高知県 (森林GIS)



閲覧可能
更新不可

高知県

市町村

県が、森林GIS情報の一部を
 林地台帳と合わせた「林地台
 帳共有システム」を構築し、
 市町村に提供

林地台帳システムに含ま
 れる森林簿データの更新
 は、**システムの改修等**の
み可能

接続されていない

市町村連携サーバ

市町村 (林地台帳共有システム)

林地台帳 (イメージ)

登記簿(法務局)情報		森林簿情報		施業履歴情報	
所在地番	面積 (㎡)	登記上の所有者 氏名・名称	林小班	境界測量の実施 実施日	事業実施 実施日
地目		住所		地籍調査 実施日	
		氏名・名称			
		登記日			